

公立大学法人旭川市立大学 中期目標・中期計画・年度計画

	中期目標	中期計画	年度計画
はじめに	旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、学校法人旭川大学が有していた旭川大学及び旭川大学短期大学部を母体としており、いずれも半世紀を超える歴史の中で、本市のみならず、道北地域をはじめ道内に多くの人材を供給し続けるとともに、高等教育機関としての知見を地域や社会に還元してきたところである。 しかし、北海道第2の都市である本市においては、高校卒業者が市外の大学へと進学する傾向が続いたことから、旭川大学及び旭川大学短期大学部は、学生確保が徐々に厳しくなり、大学運営にも影響が及んできている状況であった。 こうした状況にある中、デザイン系の学部を有していた私立大学の撤退を機に、「公立ものづくり大学」設置についての署名が本市に提出され、平成25年度から公立大学の設置について検討を始めた。その後、平成28年に学校法人旭川大学から本市に対して、同法人を公立大学法人化することについて要望を受けたことから、旭川大学をベースとした設置の検討を進めてきた。その結果、令和5年4月に公立大学法人旭川市立大学を設置し、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を開学することとなった。 本市は、学校法人旭川大学の「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」という建学の理念を踏まえつつも、公立の高等教育機関を運営することに鑑み、その理念を「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」、「創造と実践で時代を切り拓く大学」、「知の拠点として地域社会に貢献する大学」と発展させ、公立大学法人旭川市立大学がこの理念の下、これからの社会を支える実践的な能力を有する人材を育成するとともに、教育・研究を還元することにより、地域社会に貢献する大学としての存在感を高めていくことを目指すために、この中期目標を定める。	第1 中期目標を達成するための基本的な方針 学校法人旭川大学の建学の理念「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を土台としつつ、公立大学法人旭川市立大学として策定された「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学、創造と実践で時代を切り拓く大学、知の拠点として地域社会に貢献する大学」とする新たな教育理念の下、中期計画を策定する。 ここで掲げる中期計画は、公立大学法人としての役割と責任を果たすため、これからの社会を支える実践的能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的とする。この教育理念と目的を踏まえ、中期目標を達成するための具体的取組として、ここに中期計画を策定する。	第1 中期目標を達成するための基本的な方針 中期目標を達成するための中期計画6年間の初年度として、継続する事業と新たに開始する事業について整合的な展開を目指しながら、修正すべき事項や課題についての検討を重ね、次年度の着実な事業展開に結びつける。 既存学部においては、教育理念に基づいた教育課程の編成に着手する。
1 中期目標の期間等	(1)中期目標の期間 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（2023年4月1日から2029年3月31日まで）の6年間とする。 (2)教育研究上の基本組織 旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に、次に掲げる教育研究上の基本組織を置く。 ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科 イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科 なお、本中期目標の期間中に旭川市立大学に新学部を設置することを目指す。	第2 中期計画の期間 中期計画の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。 第3 教育研究上の基本組織 中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科 イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科 なお、市立大学の理念に基づいて、新学部の設置に向けた検討を開始する。また、既存の教育研究組織の見直しについては、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討することを原則とし、自己点検・評価の結果及び第三者評価委員会の評価結果並びに大学運営会議からの要請等に基づいて行う。	第2 年度計画の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 第3 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するための、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科 イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科 1) 市立大学の理念に基づいた新学部の設置の検討は、学長直属の組織において着手する。 2) 既存の教育研究組織の見直しについては、これまでに行ってきた自己点検・評価、第三者評価委員会の評価結果及び市立大学の理念を踏まえ、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討を進める。 3) 上記のほか、自己点検・評価の結果等により教育研究組織の見直しに取り組む必要があると学長が判断する場合は、大学運営会議の議に基づき、当該教育研究組織において検討を進める。

	中期目標	中期計画	年度計画
2 教育等に関する目標	(1)学生の受入れに関する目標 教育の特長や求める学生像について、本市をはじめとして広く周知することで、学ぶ意欲をもった学生の確保に努めるとともに、資格取得等の様々な目的をもった社会人や留学生等、多様な人材の受入れを推進する。	第4 教育等に関する目標を達成するための措置 (1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) アドミッション・ポリシーを周知するため、本市地域をはじめ、北海道内外へ広く効果的な広報活動及び学生募集活動を実施する。 2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施する。 3) 多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人を対象に特別選抜を実施する。 4) 国の入試制度改革に合わせ、本学の入試制度の見直しを行う。 5) 留学生受け入れ強化策として、英語版ホームページの導入を検討する。	第4 教育等に関する目標を達成するための措置 (1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) アドミッション・ポリシーを令和 6 年度入学者選抜との整合性から必要な改正を行い周知する。 2) 改正後のアドミッション・ポリシーを入学案内（パンフレット）及びホームページに掲載する。 3) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施する。 4) 学生募集の強化を目的に、洗練された完成度の高いホームページへのリニューアルへ向けプロジェクトチームを結成し、準備を始める。
		【指標】 ・入学定員充足率100%を確保 ・入学者に対する地域内比率：30%以上 ※地域内は、入学者選抜の地域枠で指定する旭川市、東川町、東神楽町、美瑛町、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町の1市8町とする。	【指標】 ・入学定員充足率 100%を確保
			＜学部・短期大学部共通＞ 1) オープンキャンパス、高校説明会（訪問）、進学相談会など市内外を問わず実施・参加する。特に市内周辺地域を中心とした参加は積極的に行い、高校説明会（訪問）では、市内周辺の高校を中心に過去の実績を加味し、入学に繋がる高校を選択の上訪問し、各学部学科の積極的な紹介・周知を図る。 2) 高大連携プログラムを活用し、大学見学の受入れを行い市内外の中学・高校に対して特別講座を実施する。 3) 新学習指導要領によって実施される『令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト』の利用選抜について、その改訂内容を予告する。 4) アドミッション・ポリシーに合った意欲ある学生を確保するため、令和 5 年度の入学者選抜結果を分析し、入学者選抜方法の検討を行う。
			【指標】 ・オープンキャンパス年 2 回以上実施 ・大学見学受入れ実施目標：13 校以上（過去 5 年実績：平均 12 校） ・特別講座実施目標：高校 44 講座以上（過去 5 年実績：平均 43 講座） 中学 12 講座以上（過去 5 年実績：平均 11 講座）
			＜大学院＞ 1) 経済学部及び保健福祉学部において、研究意欲の高い学生に対し、大学院進学を勧める。 2) 大学内で大学院入試相談会を実施し、現役学生または社会人などから大学院の受験生を発掘する。 3) 本学大学院が求める入学者を選抜するため、主に英語や専門科目の筆記試験によって知識や思考力を確認し、面接を通して研究計画に関するディスカッション能力を評価する。 4) 大学院入試委員会で令和 5 年度入試を評価し、協議・検討を行い、入試方法の見直しを進める。
		＜短期大学部＞ アドミッション・ポリシーに対する認識の保持と、入学後資格取得のための学修に対する理解と意欲向上のために、入学前教育（プレカレッジプログラム）を継続して実施する。	＜短期大学部＞ 1) 本学で学ぶ意欲を持った学生の確保に向け、オープンキャンパスや保護者相談会の実施及び WEB オープンキャンパスの随時配信を行う。 2) 特別講座の実施 ①特別講座メニューを活用し、道外高校向けの WEB 講座や大学 WEB 見学の実施に向けて検討を行う。 ②早期のキャリア教育に対応し、小・中学生向けの特別講座を実施する。 3) 入学前教育として、短大における学修を円滑に進めていくために必要な知識や学びに対する態度を「プレカレッジプログラム」を通して養う。

	中期目標	中期計画	年度計画
	(2)学生及び卒業生への支援に関する目標 全ての学生が安心して大学生生活を送ることができるよう就学支援、進路相談等の教職員による相談体制を整えるとともに、幅広い分野における企業でのインターンシップの拡充によりキャリア支援の充実を図る。 また、同窓会、後援会等との連携を強化し、学生及び卒業生に対する幅広い支援体制の構築を図る。	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部共通＞ 1) 企業研究や就職意識を高めるため、学内合同企業説明会を年間通して開催する。 2) 学生のインターンシップ又はボランティア活動を促進し、就業体験を通したキャリア教育を充実させる。 3) オンライン面接にも対応できるよう機材等を整備し、面接指導の徹底を図る。 4) 卒業生及び就職先へのアンケートを年1回実施し、キャリア支援に活用する。 5) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援制度を活用するとともに、奨学金・貸付金制度全般について広く周知する。 6) 休・退学を予防するため、合理的な配慮を要する学生への支援を含め、学修・学生生活の充実に向けた支援体制を構築する。 7) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制を構築する。 8) 学生相談室並びに保健室を充実させ、メンタルヘルスを中心とした学生相談室体制と、学生を健康面から支える保健室体制を整備する。 9) 保健室に常駐のスタッフを配置する。	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部共通＞ 1) 旭川市内の企業を中心に毎回 15 社ほどを招き、年間通して合同企業説明会（研究会）を開催する。卒業年度の学生は就職先として、また、低学年の学生には企業研究の機会とする。 2) 専門職に関しては、卒業生が多数在職している事業所を招き、学内説明会にて学生が直接情報を得られる機会を提供する。 3) 企業や市町村に関するインターンシップの情報を適宜提供する。又、ボランティア活動を促進し、就業体験から地域や仕事の現場で活躍できる実践能力を養う。 4) 外部講師による座学の面接対策講座、実践的な個人面接練習、集団面接練習を継続して実施する。 5) 卒業生アンケートの回答を基に、卒業生の状況を把握し、就職先担当者と連携しながらサポートを行う。 6) 日本学生支援機構の修学支援制度を含め、奨学金・貸付金制度全般について広く周知（冊子及びホームページへ掲載）する。 7) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援制度の活用を継続する。 8) 保健室に常駐スタッフ（看護師）を配置する。 9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に従い、障害のある学生からの支援要請などに対し合理的な配慮を行う。
		【指標】 ・就職率（就職者数/就職希望者数）の目標値：100% ・学生満足度調査(肯定的評価の回答率)の目標値：80%以上（５段階評価の上位2つ）	【指標】 ・就職率（就職者数/就職希望者数）目標値：100% ・合同企業説明会の開催目標：年間 7 回以上
		＜経済学部＞ キャリア教育の一環としてゼミナール活動発表会を開催し、参加者（経営者及び行政・教育関係者）から評価を受けることで、キャリア形成の充実を図る。	＜経済学部＞ ゼミナール活動発表会を継続して年度末に開催する。
		＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を継続実施する。	＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を実施する。
		【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上 ・旭川市内及び近隣町（1市8町）への就職率：50%以上	【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び 4 年制大学（現役）平均合格率以上 ・旭川市内及び近隣町（1 市 8 町）への就職率：50%以上
		＜保健福祉学部保健看護学科＞ 国家試験受験対策として、各試験の対策講座を継続実施する。	＜保健福祉学部保健看護学科＞ 1) 接遇・マナー講座・就職活動・手続き、面接指導等のガイダンスを早期から実施し、インターンシップへの参加を支援する。 2) 学内病院合同説明会の開催を年 1 回程度継続して実施する。学生の参加率は 80～90%程度を目指す。 3) 学科内において各クラス担任が担当学生の情報提供、就学支援、進路相談に伴走し、適時相談体制を継続する。 4) クラス担任と学生相談室との連携・協働体制を整理し、学生対応を行う。 5) 看護師国家試験対策講座を実施する。又、1 年次から学年毎の国家試験対策を年間を通して実施する。
		【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上 ・国家試験講座の出席率の目標値：平均60%以上	【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び 4 年制大学（現役）平均合格率以上 ・4 年次看護師国家試験対策講座実施回数の目標値 ：外部講師の講義 4～6 回／年 ：学内講師の講義 20 回／年
		＜短期大学部＞ 1) 実践的な就職対策講座を実施する。 2) 社会人基礎力を養うためのジェネリックスキルテストを複数回実施し、社会人基礎力の向上（達成）度を測定する。 3) 卒業生のキャリアアップのためのリカレント教育を充実させる。	＜短期大学部＞ 1) 就活のルールやマナー、就職時に必要となる労働条件等に関するキャリアセミナーを開催する。 2) ジェネリックスキルテストを1年生と2年生（卒業年次）に実施し、在学中の成長分析を行う。1 年次に外部講師による解説会を実施し、自己分析に活用する。 3)卒業生を中心に管理栄養士国家試験対策講座及びスキルアップ講座を実施する。
		【指標】 ・卒業生の管理栄養士国家試験合格者数：10人以上 ・3年後離職率：40%以下（短大生全国平均42%）	【指標】 ・管理栄養士国家試験対策講座 年 5 回実施 ・栄養士・管理栄養士としてのスキルアップ講座 年 2 回実施

	中期目標	中期計画	年度計画
	(3)教育に関する目標	(3) 教育に関する目標を達成するための措置 ＜学部、短期大学部、大学院共通＞ 1) カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し周知を徹底する。 2) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修を促進する。	(3) 教育に関する目標を達成するための措置 ＜学部、短期大学部、大学院共通＞ 1) 令和 6 年度の入学者選抜方法に合わせたアドミッションポリシーの改正及びカリキュラム改正等に伴い、カリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーの見直しを行う。 2) 新たに策定したカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーについて、シラバス及びホームページ上に掲載するとともに、新入生オリエンテーション、新入生研修会等の機会を通じ、周知を徹底する。 3) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングの見直しを行い、シラバス及びホームページ上に掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修促進を図る。
	(ア) 学士課程 広範な基礎的知識と専門分野における実践的スキルを修得するとともに、地域活動や現場での実習等によりコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などの社会人基礎力を高め、広く社会で活躍できる人材を育成する。あわせて、国家資格の取得率向上や各種資格取得の促進を図るとともに、語学教育などに力を注ぎ国際的な視野も兼ね備えた人材の育成を目指す。	＜経済学部＞ 1) 基礎教育効果を高めるため1年生を対象に英語能力判定テストを継続する。 2) 国内提携大学との交流（単位互換、学生交換等）を推進する。 3) 留学生に対する日本語教育科目を開講し、日本語能力検定受験の推進を図る。 4) 1年ゼミナールにおいて、アカデミックリーディング・ライティング力の養成を図る。	＜経済学部＞ 1) 1 年生を対象に英語能力判定テストを継続して実施する。 2) 国内提携大学（ノースアジア大学、和光大学、神戸国際大学、沖縄大学）との交流（単位互換、学生交換等）再開に向け、各大学と連絡調整を行う。 3) 引き続き、留学生に対する日本語教育科目を開講する。 4) アカデミックリーディング・ライティング力の基礎力を 1 年生ゼミナールにおいて養成する。
		＜保健福祉学部＞ ジェネリックスキルテストを継続し、学修ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。	＜保健福祉学部＞ 1) 教学 IR を推進するために、学修ポートフォリオを活用し、学生の学修状況に関するデータや入学者選抜、課外活動、キャリア支援、ジェネリックスキルテスト等のデータ収集システムを構築（分析、点検、改善）する。
		＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則改正に合わせたカリキュラム改正により、ソーシャルワーク専門職者として実践能力のある社会福祉士、精神保健福祉士を養成する。 2) 介護福祉士養成課程を令和 5 年度に開設し、地域福祉の中核を担う介護福祉士を養成する。	＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 1) 地域を基盤とした実践能力の高いソーシャルワーカーを養成するため、専門教育に取り組み、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を取得し、地域の福祉を支える人材を供給するため、各ゼミナール担当教員が個別指導を行う。 2) 各種実習科目を通して地域課題への理解を深め、また、調査結果の分析やケース研究を通して論理的思考と研究能力を習得することにより、地域課題の解決に向けたスキルを向上させるため、実習報告会を開催する。 3) ソーシャルワーク実習の 2 カ所実習の開始に伴い、新たな実習先を開拓し、協力体制の構築を図る。 4) アクティブ・ラーニングを取り入れた授業や学外授業を実施する。また、旭川・上川地域で活躍するソーシャルワーク専門職や本学卒業生等を臨時講師として迎え、地域の福祉課題を踏まえた実践的な教育に取り組む。 5) オリエンテーション及び研修会、ゼミナールにおいて介護福祉士教育課程および資格の魅力についてアピールする。
		＜保健福祉学部保健看護学科＞ 1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に合わせたカリキュラムにより、地域医療を支える専門職者として実践能力のある看護師、保健師を養成する。 2) 個人面談や臨床実習時に実践活用している学修ポートフォリオを継続実施し、振り返りを適時学生の評価も踏まえながら行い、学生個人への学修支援を継続する。	＜保健福祉学部保健看護学科＞ 1) 2022 年度に導入した新カリキュラムにより、1 年次より地域で生活する生活者を知る実習を導入。また、領域横断の考え方に基づく科目を設定し学生へ教授。これら実施内容を検証し、必要に応じ実施方法・評価方法の見直しを継続する。 2) 学修ポートフォリオを継続実施し、個人面談や臨床実習時に実践活用する。
	(イ)修士課程 高度で広範な知見を有することで、社会変動を敏速に察知し、地域に及ぼす影響や地域の動向を深く洞察し、地域課題の解決のみならず、地域政策を提案し地域社会を牽引する人材の育成を目指す。	＜大学院＞ 1) 少子高齢化など地域社会が直面する諸課題を解決し、大学院における研究指導体制の充実を図るため、看護・福祉分野の科目増設の検討を進める。 2) 人口減少社会における地域経済の振興、高齢者福祉・看護などの社会保障政策に関する修士論文指導を行う等、更なる研究指導体制の充実に取り組む。 3) 地域社会で活躍する実務家に対し、実務分野の高度かつ体系的な理解を深められるよう研究指導体制の充実を図る。 4) 本学の理念と経済のグローバル化を踏まえ、国際的視野を持った研究テーマ（例えば、国際経済学や開発経済学など）に関する研究指導体制の強化を図る。	＜大学院＞ 1) 修士論文の指導体制に関しては、1 年次の間に副査 2 名を決定し、2 年次（長期履修生の場合は 3 年次以降）の口頭試問までに十分な論文指導を行う。 2) 修士論文の中間審査を 7 月に行い、論文の完成度を高めるよう、研究指導を行う。

	中期目標	中期計画	年度計画
	(ウ)短期大学士課程 食、教育、福祉の分野において専門的に対応できる知識、技術及び資格を身に付け、地域の要請に応えとともに、他者に寄り添うことのできる豊かな人間性をもった人材の育成を目指す。	＜短期大学部＞ 1) 食、教育、福祉分野において求められる高度な専門性を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした、教育効果を高めるためのカリキュラムの検討を実施し、それに基づいて共通教養科目や専門科目の再編成や体系的な配置を段階的に行う。 2) 新たな資格（初級バラスポーツ指導員、こども音楽療育士）取得課程の導入により、基礎資格（栄養士資格、保育士資格、幼稚園教諭免許）取得課程における専門的学修を深化させる。 3) 学修成果の可視化を継続的に実施し、学生が自らの学修に資するとともに、カリキュラムのあり方に関する検討に反映させる。	＜短期大学部＞ Web シラバスへ移行し、ペーパーレス化を進める。 1) 初年次教育として、短大の学修において求められる基礎的な学力を涵養するために、「修学の基礎Ⅰ」と「修学の基礎Ⅱ」を卒業必修科目として新規に開講する。 2) 基礎資格（保育士資格、幼稚園教諭免許、栄養士資格）における専門性をより深めるために、令和4年度入学生から導入した「初級バラスポーツ指導員」資格取得に関わるカリキュラムを継続する。 3) 学修成果の可視化を、学修ポートフォリオやアセスメント・チェックリストに基づいて実施する。
			＜食物栄養学科＞ 1) 基礎資格である栄養士の専門性を、高齢者に対する食支援へと繋げることを目的とした「介護福祉士実務者研修」を実施する。 2) 「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学モデル・コア・カリキュラム」に準拠したカリキュラム編成についての検討を継続する。
			＜幼児教育学科＞ 1) 基礎資格である保育士と幼稚園教諭における専門性をより深めるために、令和4年度入学生から導入した「こども音楽療育士」資格取得に関わるカリキュラムを継続する。 2) 保育士・幼稚園教諭養成課程において過密化したカリキュラムを見直し、演習科目を中心に専門科目のスリム化の作業に着手する。
3 研究に関する目標	地域課題の発見・解決に資する研究を推進し、地域社会に還元するとともに、多様な研究 テーマの発掘、科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得に取り組み、研究活動の向上を目指す。	<u>第5 研究に関する目標を達成するための措置</u> 1) 大学と地域を結びエゾン機能を一層強化し、地域の課題解決や活性化に寄与する研究を推進するため、地域研究所を廃止し、令和5年度に地域連携・研究支援センターを設置する。 2) 地域連携・研究支援センターにおいて、教員の教育研究成果を一元管理し、外部資金獲得に向けた支援を強化する。 3) 教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を促進し、研究活動を充実させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす。 4) 外部研究資金の情報を積極的に収集し、外部研究資金への応募(申請)や採択に繋がるよう促進する。 5) 教育研究成果について、研究者データベース(研究者総覧)の構築と利用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、大学・短期大学紀要等で積極的に発信する。	<u>第5 研究に関する目標を達成するための措置</u> 1) 地域連携研究センターを設置し、教員の外部資金獲得に向けた支援体制を構築する。 2) 地域連携研究センターに、地域課題解決や地域の活性化に向けた本学・自治体・企業等で構成する連携ネットワークを構築する。 3) 教員の教育研究成果を管理するシステムを構築する。 4) 外部資金獲得のための相談窓口を設置する。 5) 学術雑誌投稿、英文論文作成等に関する支援策を検討し、実施する。 6) 競争的外部資金獲得に向けて、応募申請書の書き方等に関する研修会を開催する。 7) 研究者データベースをもとに研究シーズ集の作成を開始し、令和6年度を目途に刊行する。 8) 研究者データベースのデータ項目を整理し、データベースの構築に着手する。 9) 日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコースを全教員が受講する。
		【指標】 ・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請率（申請数/全教員数）：中期計画期間平均12%以上 ・共同研究、委託研究事業件数：中期計画期間平均 3 件以上	・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請件数：前年度以上 ・科研費、競争的資金研修会参加率：100%

	中期目標	中期計画	年度計画
4 地域貢献に関する目標	幅広く市民等を対象とした生涯学習の場の提供をはじめ、教育、国際交流、地域産業等の様々な分野における地域のニーズに応じた活動を行うとともに、地域で活躍している職業人のスキル向上のための公開講座等を開設する。 また、各種団体、企業等と連携して様々な分野における地域課題の解決に向けた取組を行い、地域の発展に寄与するとともに、学生がインターンシップなどを通じて地域の産業や教育・福祉の現場を知る機会を増やし、さらに、学生が地域企業等との交流などを通じて地域の魅力に触れる機会を設けることにより、地域への定着の推進を図る。 あわせて、高大連携の推進により、高校生等が高等教育に触れる機会を増やし、地域の学修意欲の向上に寄与する。	第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 大学と地域を結びエゾン機能を一層強化するため、地域研究所を廃止し、新たに地域連携研究センターを令和5年度に設置する。 2) 自治体、企業等と連携し、地域の活性化に向けた事業や地域ニーズ（課題）に応じた研究を推進する。研究成果はその発表会を通じ、地域社会に分かりやすく発信し、研究成果の活用を促進する。 3) 社会・地域連携に関する情報発信機能を充実させるため、ホームページ活用の一層の推進を図るとともに、本学における教員及び教育研究活動については、それらのデータベース化を進め、その公開・供用により、地域社会、産業界等との交流の促進を図る。 4) 地域ニーズに対応した栄養士、保育士、幼稚園教諭、看護師、社会福祉担当職員等のリカレント教育を実施する。 5) 高大連携事業は高校生を対象としたプログラムを充実させるとともに、新たに小・中学校を対象とした連携プログラムを企画・実施し、人材育成に寄与する。また、一般市民向けの生涯学習の場としての講座を継続して開催する。 6) 大学図書館は、一般市民に開放するとともに、企画展の実施など、保有する情報資源を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組む。	第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 地域連携研究センターが拠点となり、大学と自治体、企業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を開始するため、研究事業準備委員会等を組織し、必要な予算組みを行う。 2) 本学教員の教育研究成果を集約し、地域連携研究センターによる管理体制を整備すると共に、ホームページ等を活用し地域へ発信する。 3) 地域の課題発見・解決を図るための「研究会」「公開講座（AEL 事業）」「シンポジウム」を開催する。 4) 高大連携の一環として「高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を刊行し、出張講義を開催する。 5) 全学ゼミナール教育活動発表報告会を継続して開催する。 6) 附属図書館の一般開放を再開する。 7) 旭川ウェルビーイング・コンソーシアムへの参画を継続し、市内高等教育機関との連携を深化させ、単位互換制度を検討する。
		【指標】 ・「研究会・公開講座・シンポジウム」開催目標：年平均2回以上 ・高校出張講義開催目標：年平均30講義以上 ・生涯学習講座（公民館事業）開催目標：年平均 40 講座以上 ・図書館利用者数（学外）：中期計画最終年度利用者数 800 名	【指標】 ・「研究会・公開講座・シンポジウム」の組合せでの開催目標：2 回以上 ・高校出張講義の開催目標：30 講義以上 ・生涯学習講座の実施目標：公民館事業/43 講座以上（2018～22 年実績：平均 43 講座） ・共同研究、委託研究事案件数：前年度以上 ・図書館利用者数（学外）：年間 500 名（登録者 200 名）以上
		＜大学院＞ 修士論文の作成及び修士課程の修了を通じて、国家資格を有する高度な人材（税理士、教職の専修免許状取得者など）を輩出し、地域社会の発展に貢献する。	
5 国際交流に関する目標	連携協定等を締結している大学との国際交流を積極的に推進することで、学生の国際的な視野を養うとともに、学生の海外留学や海外研修の派遣先などを拡充することで、より多様な交流が行える環境を整える。	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置 1) 連携協定を締結している大学との留学生双方向交流の拡大、教育研究上の交流拡大等、国際交流の活性化を図る。 2) オンライン授業やウェブ会議の導入等、国際交流の拡大に向けた環境整備についての検討を行う。 3) 日本人学生と留学生、留学生と地域社会との交流事業を支援する。	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置 1) コロナ禍で令和2年度から中断している水原大学校（韓国）との学術文化交流会「水原大学校・旭川市立大学共同シンポジウム」の再開について、水原大学と協議を行い実施計画の立案を具体的に進める。 2) ハロン大学（ベトナム）との国際交流を進める。 3) 旭川ユネスコ協会が主催する「外国青年日本語主張発表会（スピーチコンテスト）」への参加留学生を支援する。
		【指標】 ・水原大学校学生交換留学生数（派遣及び受入人数）：中期計画期間中平均各 1 名以上 ・ハロン大学学生交換留学生数（派遣及び受入人数）：中期計画期間中平均各 1 名以上	

	中期目標	中期計画	年度計画
6 業務運営の改善及び効率化に関する目標	(1)運営体制の改善に関する目標 経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導の下、内部統制を整備，強化し，教職員の経営意識の醸成を図りながら効率的な経営を行い，社会に信頼される安定した大学運営の確立を目指す。	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 （１）運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1) 理事長及び学長の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における効率的・機動的な審議に資するために、学内措置により設置する「大学運営会議」を機能させる。 2) 学部長等のリーダーシップの下、全学的な運営方針を踏まえつつ、自律的な教育研究活動の改善や学部等の運営を行うための体制整備を進める。	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 （１）運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1) 学内措置により、理事長、学長、副学長等をメンバーとする「大学運営会議」を設置し、理事会及び各審議会の議案等整理を行う。 2) 公立大学法人化前の各種の全学委員会及び各種専門委員会の実態調査を行い、委員会の任務・構成の見直し等を実施し、真に必要な委員会の設置を行う。
	(2)事務等の効率化及び合理化に関する目標 事務処理等の省力化，職員の仕事処理能力向上の取組等を推進し，大学運営に関する事務等の効率化・合理化を図る。	（２）事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置 1) 公立大学法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務について、事務局組織が適切に担いうよう事務局組織の再編を行うとともに、事務機能の情報化（デジタル化）を推進する。 2) 公立大学法人移行後における事務等の効率化・合理化に向けて、外部委託の検討や、経理、人事等の業務処理の電子化を一層進める。 3) 教職協働に向けて、教育研究活動の支援、事務等の効率化・合理化に資する知識、技能の修得・向上を目的にFD・SD等を推進する。	（２）事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置 1) 公立大学法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務を事務組織が適切に担いうよう、事務組織の再編を行う。 2) 学内情報ネットワーク等を活用し、事務手続きの簡素化を推進する。 3) 本学における各種業務の内容・性格等を分析し、アウトソーシングや業務処理の課題等を整理し、事務機能の情報（デジタル）化を推進するとともに、令和6年度以降に取り組むべきアウトソーシング、電子化等について検討整理を行う。 4) FD・SD 合同研修会や SD 研修会を開催するとともに、公立大学協会主催の研修会への職員派遣を行う。
	(3)人事制度に関する目標 大学運営の質の向上を図るため，教職員の任用，評価，給与等の人事制度の整備と改善を行う。また，教職員の定年延長など社会の変化に応じた働き方について検討を進める。	（３）人事制度に関する目標を達成するための措置 1) 教員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討を進める。 2) 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の能力・適性等を勘案しつつ定期的に人事異動を行い、職員のスキルアップを図るとともに人事交流を適切に行う。 3) 公立大学法人化後の教職員人事に関する諸規定を適切に見直し、また、社会における働き方の変化に対応した柔軟で多様な人事制度の構築を進める。	（３）人事制度に関する目標を達成するための措置 1) 教員の人事評価システムの検討を行うため、学長直属の検討チームを組織し、他大学等における事例の調査研究や関係資料の収集を行い、評価項目や評価方法等の検討に着手する。 2) 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の能力・適正等を勘案しつつ、法人内での人事交流や部署における異動を含めて適切に実施する。 3) 中期目標期間中に設置を目指す新学部や既存学部における優秀な教員を確保するため、教員の定年延長を実施する。
7 財務内容の改善に関する目標	(1)自己収入の確保に関する目標 科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得，受託研究資金の受入れ，寄附金収入の確保等に努め，財政基盤の安定化を図る。	第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 （１）自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 1) 外部資金については、関連情報を幅広く収集し、適時に提供できる体制を整備するとともに、本学の研究内容や研究成果等に係る情報を広く社会に発信することにより、外部資金の一層の獲得に努める。 2) 本学教員の外部資金への応募状況と採択及び獲得額の状況について、毎年度、学部等別に整理し公表する。	第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 （１）自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 1) 外部資金を獲得するための大学の研究内容を紹介する研究シーズ集の作成に着手し、年度内を目途に企業等に配布・周知する。 2) 令和5年度における本学教員の外部資金への応募、採択及び獲得額の状況を整理する（令和6年度公表）。
	(2)経費節減に関する目標 教育水準の維持向上に配慮しながら適切に予算配分するとともに，効率的で合理的な予算執行により経費の節減に努める。	（２）経費節減に関する目標を達成するための措置 1) 法人の健全な経営を確保するために、全職員がコスト意識を持ち、業務の改善・見直しに取り組む。 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しを進めるなど、経費の効率的な執行に取り組む。 3) 光熱水費については、教育研究の充実に伴い増加が予想されるが、その使用実態等の把握に基づいた情報を公表するとともに、省エネルギーに関する啓発活動を行うことにより、その抑制に努める。	（２）経費節減に関する目標を達成するための措置 1) 会議のペーパーレス化（コピー料の削減）による経費削減効果を検討し、その導入の可否を判断する。 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しによる経費削減効果の検討を行い、効果が期待できるものについて見直しを行う。 3) 光熱水費の抑制のために、使用エネルギーの実態を把握するとともに、HP 等で公表する。

	中期目標	中期計画	年度計画
8 自己点検、評価及び情報公開に関する目標	(1)自己点検、評価に関する目標 第三者機関による認証評価や旭川市公立大学法人評価委員会による評価の結果を活用するとともに、自己点検及び評価を定期的に実施し、これらの結果を公表することにより、教育研究活動及び業務運営の質の向上に努める。	第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 (1) 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 1) 自己点検・評価結果並びに旭川市立大学法人評価委員会や認証評価機関の評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づく内部質保証システムの構築を目指す。 2) 社会に対する説明責任を果たすため、学生による授業評価、大学の授業改善計画及び学生の成績評価（GPA）をホームページ等により公開する。 3) 大学・大学院について、第三者機関による認証評価を令和5年度に受審する。 4) 短期大学部について、認証評価機関による認証評価を令和10年度に受審する。	第 10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 (1) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 1)学部・大学院については第三者機関（財団法人日本高等教育評価機構）の認証評価を受審する。 2)自己点検・評価等に必要不可欠なデータを全学的に集約・集積し、評価に利用できる基盤の構築と内部質保証システムの確立に向けた取組みに着手する。 3)授業アンケートの結果等を含む自己点検・評価結果や授業改善計画等をウェブサイト（HP）等により公表する。
	(2)情報公開に関する目標 中期計画や財務諸表など法令上公表が義務付けられている事項のほか、教育研究活動や地域貢献活動なども積極的に公表する。また、進学を検討している学生が必要とする情報を速やかに公開することで、より多くの学生に選ばれる大学を目指す。	(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置 1) 高等学校及び入学希望者へ入試情報等を速やかに公開するための環境整備を行う。 2) 本学の教育研究活動や地域貢献活動に関する様々な情報を、広報資料やホームページ並びに SNS(facebook、twitter、instagram、YouTube)を活用し、より効果的に分かり易く公開・提供する。 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて公表する。	(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置 1) インターネットを利用した入試相談、HP 上に入試に関する FAQ を掲載する。 2) 本学の教育研究活動や地域貢献活動に関する様々な情報を、広報資料及びウェブサイトを活用して、より分かり易く公開・提供する。 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ウェブサイトを用いて公表する。
9 その他業務運営に関する目標	(1)法令遵守及び人権の尊重に関する目標 法令、学内規則等の遵守を徹底するとともに、ハラスメントなどの人権侵害の防止に向けた取組を推進する。	第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置 (1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置 1) 人権侵害、個人情報をはじめとする情報の漏洩、研究不正や研究費に関する不正行為等の発生は本学に深刻な影響を与えることを再確認し、本学の構成員すべてに対し、法令、学内ルール、社会規範等の遵守徹底を目的とした具体的事例を含む研修を実施する。 2) 研究公正推進委員会と人権擁護委員会がそれぞれの役割と責任を果たすことで、法令遵守と人権侵害防止の徹底を図る。	第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置 (1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置 1) 法令遵守及び人権の尊重をテーマとしたオンライン FD 研修を計画・実施する。 2) 「研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程」及び「公的研究費等の取扱に関する規程」の見直しを行い、実際に起こりうる不正に対して適切に対応する。
	(2)危機管理に関する目標 防犯、防災、情報セキュリティ等のための危機管理体制を整備し、安全な教育研究環境の確保に努める。	(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置 1) 防災訓練計画を作成し、防災訓練を実施する。 2) 情報教育センターが中心となって、情報セキュリティの管理強化の徹底を図る。 3) 研究公正推進委員会が中心となって、研究インテグリティの管理徹底を行う。 4) 危機管理委員会を定期的に開催し、新型コロナウイルスへの感染対策を継続して実施する。	(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置 1) 防災訓練を計画・実施する。 2) 北海道地域情報セキュリティ連絡会に加盟する。 3) 研究倫理に関するオンライン FD 研修を実施する。 4) 危機管理委員会を定期的に開催し、引き続き新型コロナウイルス感染防止に取り組む。 5) 現行の危機管理規定を見直し、緊急時に備える。
	(3)施設・設備の適切な維持管理に関する目標 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、必要な設備や機器の更新等の整備を行い、教育研究環境の充実に努める。また、教育研究及び管理に支障のない範囲において、施設・設備の地域での活用を図る。	(3) 施設・設備の適切な維持管理に関する目標を達成するための措置 1) 施設修繕計画を作成し、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。 2) 外部（地域）からの施設・設備利用希望に対し、可能な範囲で対応する。	(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置 1) 大学校舎（A・B・C 棟）の防水工事を実施する・ 2) 短大音楽リズム室に空調設備（エアコン）を設置する。 3) 教育研究に支障のない範囲で外部からの施設利用希望に応える。
	(4)教育環境の整備に関する目標 学内の I C T 環境の整備・充実に努めることにより、学生の学習環境の情報化を推進し、学習データを活用したきめ細かな支援・指導に努める。	(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置 オンライン授業やウェブ会議への対応を前提に、インターネット環境の整備・拡充を継続して行うとともに、Edtech（エドテック/教育における AI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）を意識した環境整備を行う。	(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置 1) 情報教育センター管理下のファイアウォール機器を更新する。 2) 大学 405 教室のパソコン（49 台）を最新機種へ更新する。